

○国家公務員共済組合負担金の概算払に対する精算手続について

昭和 61 年 3 月 1 日 蔵計第 418 号
大蔵省主計局長から国家公務員等
共済組合連合会理事長あて通知

改正 昭和 61 年 4 月 11 日蔵計第 1016 号
同 63 年 2 月 12 日同 第 257 号
平成元年 2 月 21 日同 第 282 号
同 元年 12 月 27 日同 第 2935 号
同 2 年 3 月 27 日同 第 559 号
同 7 年 7 月 13 日同 第 2029 号
同 8 年 4 月 10 日同 第 939 号
同 12 年 3 月 31 日同 第 949 号
同 12 年 10 月 17 日同 第 2329 号
同 13 年 1 月 5 日同 第 2831 号
同 13 年 3 月 19 日同 第 538 号
同 15 年 3 月 31 日同 第 1015 号
同 27 年 9 月 30 日同 第 2908 号
令和 7 年 3 月 24 日同 第 1537 号

標記のことについて、別添のとおり各共済組合本部長あて通知したので了知されたい。

なお、別添記 3 の(1)の規定により貴会から各共済組合に通知すべき額の通知方法等については、下記により処理されたい。

記

- 1 各所管各会計ごとの精算額は、当該年度において払い込まれるべき公経済負担金の総額を各所管各会計ごとに計上された当該年度の予算額の割合により按分した額とする。
- 2 精算額を確定した場合は、別添の別紙様式 4 により翌年度の 6 月末日までに各共済組合に通知すること。

(別添)

国家公務員共済組合負担金の概算払に対する精算手続について

国家公務員共済組合負担金の概算払手続については、昭和 60 年 3 月 28 日付蔵計第 819 号をもつて通知したところであるが、この概算払に対する精算手続を下記のとおり定めたので通知する。

なお、この取扱いについては、関係機関と密接な連絡をとりつつ迅速かつ的確に処理されたい。

記

1 短期負担金（国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号。以下「法」という。）第 99 条第 2 項第 1 号及び第 4 号に規定する負担金をいう。）、特別拠出金（法附則第 14 条の 3 第 2 項に規定する特別拠出金をいう。）、介護負担金（法第 99 条第 2 項第 2 号に規定する負担金をいう。）及び長期負担金（厚生年金保険負担金（厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号。以下「厚年法」という。）第 82 条第 1 項の規定により事業主が負担する保険料をいう。）、退職等年金負担金（法第 99 条第 2 項第 3 号に規定する負担金をいう。）及び経過的公務上負担金（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号。以下「一元化法」という。）附則第 49 条第 3 号の規定により負担する負担金をいう。）をいう。）並びに事務費負担金（法第 99 条第 5 項の規定により負担する負担金（国家公務員共済組合連合会（以下「連合会」という。）に払い込む長期給付事務費を除く。）をいう。）については、次により精算を行うものとする。

(1) 概算金額に対応する各月ごとの精算金額は、次のとおりとする。

- ① 標準報酬の月額に係る短期負担金、特別拠出金、介護負担金及び長期負担金（厚生年金保険負担金を除く。）については、各月の掛金の基礎となった標準報酬の月額の総額に負担金率（特別拠出金については、国家公務員共済組合法施行令（昭和 33 年政令第 207 号。以下「令」という。）附則第 8 条第 4 項に規定する連合会が定める率、長期負担金のうち、退職等年金負担金については連合会の定款で定める率、経過的公務上負担金については連合会の定める率とする。以下同じ。）を乗じて得た額
- ② 標準報酬月額に係る長期負担金のうち厚生年金保険負担金については、各月の組合員保険料の基礎となった標準報酬月額の総額に厚年法第 81 条第 4 項に定める率を乗じて得た額から組合員保険料の総額を控除して得た額
- ③ 標準期末手当等の額に係る短期負担金、特別拠出金、介護負担金及び長期負担金（厚生年金保険負担金を除く。）については、組合員ごとの標準期末手当等の額の総額に負担金率を乗じて得た額の合計額
- ④ 標準賞与額に係る長期負担金のうち厚生年金保険負担金については、組合員保険料の基礎となった標準賞与額の総額に厚年法第 81 条第 4 項に定める率を乗じて得た額から組合員保険料の総額を控除して得た額
- ⑤ 事務費負担金については、各月の末日における組合員数に予算で定める単価を乗じて得た額の 12 分の 1 の額

(2) 精算手続は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「適正化法」という。）の規定に基づき行うこととなるが、適正化法第 14 条の規定に基づく補助事業等実績報告書には、別紙様式 1 により毎年度 4 月分から 3 月分までの負担金精算額計算書を作成し添付すること。また、精算手続は 4 月末日までに完了すること。

なお、毎年度 4 月分から 2 月分までの概算金額に対する仮の精算を毎年度 3 月分の概算交付申請額と調整して行うことができる。この場合は、次により処理すること。

- ① 共済組合の代表者は、別紙様式 1 により毎年度 4 月分から 2 月分までの負担金精算額計算書を作成し、3 月分の概算交付申請書に添付すること。
- ② 3 月分の概算交付申請額は、「国家公務員共済組合負担金の概算払手続について」（昭和 60 年 3 月 28 日付蔵計第 819 号。以下「概算払通達」という。）の規定にかかわらず、同通

達に基づき算定した額に負担金精算額計算書により算定された追給額又は戻入額を加算し又は減算した額とする。

- ③ 概算払通達の規定にかかわらず、毎年度3月分の概算交付申請書の提出期限は、3月30日までとし、また、支出官が支払手続を完了する期限は、3月末日までとする。
- 2 育児休業手当金、育児休業支援手当金、介護休業手当金及び育児時短勤務手当金に係る公経済負担金(法第99条第4項第1号及び第2号の規定により負担する負担金をいう。)については、次により精算を行うものとする。
 - (1) 概算金額に対応する精算金額は、法第99条第4項第1号に規定する育児休業手当金の額に同号に規定する政令で定める割合を乗じて得た額とする。
 - (2) 精算手続は、適正化法の規定に基づき行うこととなるが、適正化法第14条の規定に基づく補助事業等実績報告書には、別紙様式2による負担金精算額計算書を添付すること。
 - (3) 概算金額と精算金額との調整は、令第25条の3第3項の規定により、翌々年度までの予算により行われることとなるため、追支給又は返納の手続は行わないこと。
- 3 基礎年金拠出金及び長期給付に係る公経済負担金(法第99条第4項第2号、一元化法附則第49条第4号並びに国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第105号)附則第31条第1項及び第64条第4号に規定する負担金をいう。)については、次により精算を行うものとする。
 - (1) 概算金額に対応する精算金額は、翌年度の6月末日までに別紙様式4により連合会から通知する。
 - (2) 精算手続は、適正化法の規定に基づき行うこととなるが、適正化法第14条の規定に基づく補助事業等実績報告書には、別紙様式3による負担金精算額計算書を添付すること。
 - (3) 概算金額と精算金額との調整は、令第25条の3第3項の規定により、翌々年度までの予算により行われることとなるため、追支給又は返納の手続は行わないこと。
- 4 法第102条第2項の規定により独立行政法人若しくは職員団体又は公庫等(法第124条の2に規定する公庫等をいう。)が国家公務員共済組合負担金の概算払に対する精算の手続を行う場合の取扱いについては、上記1から3までに定める取扱いに準じて行うものとする。

附 則

- 1 この通達は、昭和61年3月1日から施行する。
- 2 「共済組合国庫負担金概算払に対する精算について(昭和25年3月8日付計発第113号)」通達は、廃止する。
- 3 郵政共済組合に対する本通達の適用については、同共済組合が連合会から長期給付の支払に関する事務の委任をうけている間、記の1の(1)の②中「組合員数」とあるのは「組合員数及び年金受給者数」とする。

附 則(平成7年7月13日蔵計第2029号)

この通達は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成8年4月10日蔵計第939号)

この通達は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成12年10月17日蔵計第2329号)

この改正は、平成12年4月1日から適用する。

附 則（平成 13 年 1 月 5 日蔵計第 2831 号）

この改正は、平成 13 年 1 月 6 日から適用する。

附 則（平成 13 年 3 月 19 日蔵計第 538 号）

この改正は、平成 13 年 3 月 1 日から適用する。

附 則（平成 15 年 3 月 31 日財計第 1015 号）

- 1 この改正は、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の規定は、平成 15 年 4 月 1 日以後に払い込まれた短期負担金、特別拠出金、介護負担金及び長期負担金並びに事務費負担金（以下この項において「短期負担金等」という。）を精算する場合において適用し、同日前に払い込まれた短期負担金等を精算する場合においては、なお従前の例による。

附 則（平成 27 年 9 月 30 日財計第 2908 号）

- 1 この改正は、平成 27 年 10 月 1 日から適用する。
- 2 本通達による改正後の「国家公務員共済組合負担金の概算払に対する精算手続について（昭和 61 年 3 月 1 日付蔵計第 418 号）」記 1 の (1) の②及び④中「厚年法第 81 条第 4 項に定める率」は、平成 30 年 8 月までは被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号）附則第 83 条に定める率とする。
- 3 平成 27 年 4 月分から 9 月分までの概算払に対する精算手続については、平成 28 年 4 月末までに改正前様式（別紙様式 1 (4)、(5) 及び (9)）により精算手続を行うものとする。なお、手続にあたっては、様式中に「一元化前分」と付記すること。
- 4 平成 28 年度以降に、標準報酬の算定誤り等により一元化前（平成 27 年 9 月以前）に遡及して掛金の追徴若しくは還付を行った場合は、掛金の追徴若しくは還付を行った年度の翌年 4 月末までに改正後様式（別紙様式 1 (6) 及び (13)）により当該掛金に対する負担金の精算手続を行うものとする。なお、手続にあたっては、様式中に「一元化前分」と付記すること。

附 則（令和 7 年 3 月 24 日財計第 1537 号）

この改正は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

別紙様式2

〇〇共済組合負担金精算額計算書

(育児休業手当金、育児休業支 hands 手当金、介護休業手当金
及び育児時短勤務手当金に係る公経済負担金)

月 別	概算払を受けた金額 円	精 算 金 額 円	差引要調整額 円	摘 要
4 月		/	/	
5 月				
6 月				
7 月				
8 月				
9 月				
10 月				
11 月				
12 月				
1 月				
2 月				
3 月				
合 計				